

事務連絡  
令和2年4月21日

障害福祉サービス事業所等管理者 各位

障がい者福祉課長 鳥海 正

### 新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取扱い等について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取扱い等については、厚生労働省から各種通知が発出されております。

久喜市が支給決定を行った利用者の対応については、下記のとおりご対応をお願いいたします。

#### 記

##### 1 在宅支援について

###### (1) 利用者の意向確認

事業所において通所による支援を自粛し在宅支援とする場合には、必ず、利用者の意向を確認してください。（利用者が在宅支援を「不要」とする場合には、サービスを提供したとの取扱いはできません）

利用者が、感染防止のために通所を控える場合についても、同様に、在宅支援の要・不要を確認し、必要とされた場合で、別記のできる限りの支援を行った場合には、報酬算定の対象とします。

###### (2) 利用者への支援体制（できる限りの支援）

国通知に記載の「できる限りの支援を行ったと市町村が認める場合」の「できる限りの支援」とは、以下の場合とします。

###### 【各サービス共通】

在宅支援を行うこととした全ての日について、以下の対応を行うこと。

###### 【生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス】

厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の

臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（令和2年3月3日付、事務連絡）」のQ16で例示されている以下の支援を行った場合とする。

「事業者が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skypeその他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援」

※1 障害福祉サービスについては、「児童」は「障がい者」と読み替える

※2 その他の方法とは、FAX、電子メール等（利用者に聴覚障がい等があり、文書での支援が望ましいと考えられる場合、保護者の事情によりメール等による連絡を望む場合など。保護者等からの応答がなく、状況の把握が行えない場合は、報酬の対象としては認めません）

#### 【就労系サービス】

厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付、障発第0402001号）」の5の（3）で示されている在宅支援の要件のうち、①から③までは必須とし、必要に応じ、④の支援も行うこと。

#### 【参考】厚生労働省通知抜粋

- ① 通常の事業所に雇用することが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

### (3) 在宅支援の記録の作成

(2) による在宅支援を行った場合については、必ず、支援の詳細を記載した記録の作成をし、通常の間別支援計画等と同様の期間保管してください。(記録の市への提出は不要ですが、後日、確認や提出を求める場合があります。)

在宅支援に関するサービス提供記録は、通常の場合と同様に、提供日に作成し、利用者の確認を受けることとしてください。(書面による確認は、後日でも可とします。)

### (4) 在宅支援を行う(行った)場合の届出

感染防止のため、在宅支援を行う場合には、別添の「新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な在宅でのサービスの提供の届出」を事前に提出してください。

なお、本通知以前に実施を開始した場合については、下記の期日までにご提出ください。

**提出期限 令和2年4月29日(水)**

## 2 個別支援計画の作成、モニタリングの実施等について

新型コロナウイルス感染症予防に伴い、個別支援計画の見直し等にあたり利用者と面談ができない事情が生じた場合は、利用者との面談を電話や郵便等により確認、同意を取るかたちで対応することについて妨げません。

ただし、電話や郵便等で対応した場合は、記録を残したうえで事后面談を実施してください。記録については市への提出は不要ですが、後日確認や提出を求める場合があります。

## 3 標準利用期間が設定されているサービスについて

以下のような場合は、障がい者福祉課自立支援係担当ケースワーカーへご相談ください。

(1) 新型コロナウイルス感染症予防に伴う対応により、当初計画していた利用期間内では十分な成果が得られず、引き続きサービスを提供することにより改善効果が具体的に見込まれる場合。

(2) 感染拡大の影響により十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことによりサービスの利用継続が必要であると認められる場合。

なお、当初の計画及び変更する理由等の報告や感染症予防に伴う対応期間中の実績記録について提供を求める場合があります。

「新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な在宅でのサービスの提供の届出」提出先

住所 久喜市下早見 85-3

障がい者福祉課 障がい者福祉係

E-mail shogaifukushi@city.kuki.lg.jp

※メールで提出される場合には、タイトルを「新型コロナ臨時対応届出」としてください

問い合わせ先

- 在宅支援の実施・報酬請求関係  
障がい者福祉係 石嶋（内線 3245）
- 支給決定・計画・モニタリング等関係  
自立支援第1係 宇津城（内線 3253）  
自立支援第2係 堀井（内線 3257）